

児童扶養手当

父母の離婚や死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、父または母に一定の障がいがあるときに支給される手当です。

支給額（月額）

児童数	全部支給	一部支給
1人	43,070円	43,060円～10,160円
2人	53,240円	1人分の月額+（10,160円～5,090円）

※3人目以降は1人につき、全部支給は6,100円、一部支給は6,090円～3,050円の加算。

支給時期

1年に6回、奇数月（5月・7月・9月・11月・1月・3月）に前2か月分ずつ支払われます。

支給対象年齢

18歳になった年の年度末（3月31日）までです。また、一定の障がいがある児童は20歳になるまでです。

※所得の有無にかかわらず申請できますが、申請する方やその配偶者および同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給や金額に制限があります。

※支給条件や所得制限など詳しくは、お問い合わせください。



児童クラブ保育料の免除

次に該当する世帯は、保育料および特別負担金を全額免除することができます。

なお、免除申請は毎年度必要です。

- 関 ①要保護世帯（生活保護世帯）
②準要保護世帯（就学援助世帯）

申 「児童クラブ保育料免除申請書」を子育て支援課に提出してください。また、②の方は、「就学援助費支給認定決定通知書の写し（教育総務課発行）」が必要です。

放課後児童クラブ支援員・補助員を募集します

放課後等に保護者がいない家庭の児童をお預かりし、健全育成を図るために、遊びなどを通じてさまざまな指導を行う（学童保育）仕事です。

募集職種 ①非常勤支援員②補助員

賃金 ①時給1,170円②時給1,009円

勤務時間 原則平日14時～18時30分、土曜および夏・冬・春休み期間中7時30分～13時、13時～18時30分（半日交代勤務）週3日～応相談

休日 日曜、祝日、有給休暇、夏季休暇

資格 ①保育士、幼稚園・小・中・高校教諭等の資格を有する方、または児童クラブ等での勤務経験が2年以上ある方②資格不問・未経験者歓迎

勤務地 町内4小学校（小針北、小針、小室、南）敷地内の各児童クラブ

※配属は応募状況などによります。

募集人員 ①②ともに若干名

応募方法 子育て支援課にお電話ください。

心身障害児通園施設（7月入所）の入所申込の受付

心身障害児通園施設とは、心身に障がいがある未就学児童（2～5歳児）を療育するための通園施設です。

受付期間 5月16日（月）～27日（金）

必要書類 ①通園（利用許可）申請書②障害者手帳の写しまたは医師等の診断書もしくは意見書③家庭の状況・生育歴④現在の様子⑤入所希望調査

※①③④⑤は様式があります。子育て支援課窓口で配布しています。

※申し込み時に、定員に空きがない場合があります。

所在地

・北保育所内「もも」（内宿台5-214-3）

・ふれあい福祉センター内「いちご」（中央1-93）

問 子育て支援課 2128

各種無料相談

日…日時 場…場所 定…定員 受…受付場所 問…問合せ

弁護士による法律相談 ※要事前予約

契約、相続、交通事故の損害賠償、訴訟の手続きなどの相談に応じます。

日 ①13日(金)13時～15時30分
②27日(金)13時30分～16時30分

※相談は一人30分

定 ①5名②6名(いずれも先着順)

※各相談日の2週間前から予約受付

受・問 住民相談室 2213

住民無料相談室

相続・遺言・離婚・成年後見など、身近な問題を埼玉県行政書士会会員に相談できます。具体的な相談の際は、資料をお持ちください。

日 6月5日(日)9時～12時

※相談は一人1時間まで

定 6組(先着順)

受・問 総合センター 722-9111

消費生活相談

消費生活相談員が、消費者契約トラブル等の相談に応じます。

民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が引き下げられました。18歳になれば自分の意思で契約を結ぶことができますが、それに伴うトラブルの増加が予想されます。おかしいと思ったらお電話ください。現在、新型コロナウイルス感染防止のため、基本的に電話での相談となります。来庁を希望される場合は、お問い合わせください。

日 毎週月～木曜日10時～12時、13時～15時(祝日除く)

相談電話番号(局番なし) 188

問 元気まちづくり課 2234

司法書士による法律相談 ※要事前予約

相続に関する登記、遺言に基づく不動産登記、会社の登記、債務整理、成年後見開始申立書作成の手続きなどの相談に応じます。

日 6月16日(木)13時～15時

※相談は一人30分

定 4名(先着順、5月9日(月)～6月8日(水)受付)

受・問 住民相談室 2213

女性相談 ※予約優先

専門の女性相談員が、DV・離婚問題や生活面の不安なことなど、女性の抱えるさまざまな悩みや不安と一緒に考え、解決する方法を探します。

日 10日(火)・24日(火)10時～12時、13時～14時

※相談は一人50分

受・問 人権推進課 2241

行政書士相談

会社設立、農地転用、各種許認可、申請、紛争のおそれのない遺言書や遺産分割協議書作成の手続きなどの相談に応じます。

日 18日(水)13時～16時

受・問 住民相談室 2213

児童相談 ※要事前予約

相談員が、子どものしつけや生活の相談に応じます。

日 20日(金)10時～15時

受・問 伊奈町子育て支援センター

728-3482

結婚相談

相談員が、結婚を希望する方の相談に応じます。

日 15日(日)9時30分～11時30分

場 ふれあい福祉センター相談室兼点検室

問 伊奈町社会福祉協議会

722-9990

地域包括支援センター土曜日相談

高齢の方の介護・福祉・健康・生活などの相談に応じます。平日の通常相談とあわせてご利用ください。

日 ①14日(土)10時～14時

②21日(土)10時～14時

受・問 ①伊奈町地域包括支援センター 720-5656
②伊奈町南部地域包括支援センター 795-4900

税の相談 ※要事前予約

税理士会上尾支部税理士が、相続税・贈与税などの相談に応じます。

日 26日(木)10時～12時、13時～15時

受・問 税務課 2152

憲法記念日電話法律相談会

憲法記念日を記念して、弁護士が民事・家事・刑事を問わず法律問題全般について相談に応じます。

日 7日(土)13時～16時(15時30分まで受付)

相談電話番号 839-5630

問 埼玉弁護士会法律相談センター

710-5666

創業相談

これから開業・独立を検討している方や将来起業(創業)しようとお考えの方の相談に応じます。

日 平日8時30分～17時15分

場 伊奈町商工会館

問 伊奈町商工会 722-3751

お金に関するトラブルに悩んでいませんか?

関東財務局では、金融取引や多重債務に関するトラブルについての相談に応じます。

○詐欺的な投資勧誘に関する相談

713-3952

○電子マネー詐欺相談(架空請求等)

600-1152

○多重債務相談(借金返済相談)

600-1113

○新型コロナウイルス感染症に関する金融

相談ダイヤル 615-1779

問 財務省関東財務局 600-1113

5月12日は「民生委員・児童委員の日」

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された「地域のつなぎ役」です。各地域で福祉にまつわる相談に応じ、関係機関に繋がります。相談内容は、守秘義務によって守られます。

相談が必要な場合は、お問い合わせください。

問 社会福祉課 2135

行政相談

行政相談委員が、行政の業務に関する要望や苦情などの相談に応じます。

日 17日(火)10時～12時

受・問 住民相談室 2213

住宅リフォーム相談 ※要事前予約

建築士が、住宅リフォームの相談に応じます。

受・問 住民相談室 2213

くらしの相談室

まちの法律家「行政書士」による遺言、相続、離婚などの相談会です。資料がある場合はお持ちください。

日 15日(日)9時～12時

定 3名(先着順)

受・問 ゆめくる 724-0717

心配ごと相談

民生委員・児童委員が、生活上の迷いやお困りごとの相談に応じます。

日 11日(火)・25日(火)9時～12時

場 ふれあい福祉センター相談室

問 伊奈町社会福祉協議会

722-9990

暴力団被害相談 ※要事前予約

上尾警察署員が、暴力団員などによる不当な行為で困っている方の相談に応じます。

受・問 生活安全課 2283

6月1日は「人権擁護委員の日」

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

町には、法務大臣から委嘱された5人の人権擁護委員がいます。法務局と連携し、人権相談を受けて問題解決のお手伝いをしています。

人権擁護委員の日に併せて、特設人権相談を開設します。さまざまなめんどやトラブル、子どものいじめ問題、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどで思い悩むことはありませんか。一人で悩まずお気軽にご相談ください。相談は無料、秘密は固く守られます。

人権相談

日 18日(火)10時～15時、6月1日(火)9時～12時

場 伊奈中央会館

※町では、上記日時のほかに、奇数月の第3水曜日に人権相談を開設していますので、ご利用ください。

問 人権推進課 2241